

## 都区協議会関係法令抜粋

### ○ 地方自治法

(特別区財政調整交付金)

第二百八十二条 都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令の定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。

2 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するものの収入額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。

3 都は、政令の定めるところにより、第一項の特別区財政調整交付金に関する事項について総務大臣に報告しなければならない。

4 総務大臣は、必要があると認めるときは、第一項の特別区財政調整交付金に関する事項について必要な助言又は勧告をすることができる。

(都区協議会)

第二百八十二条の二 都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るため、都及び特別区をもつて都区協議会を設ける。

2 前条第一項又は第二項の規定により条例を制定する場合においては、都知事は、あらかじめ都区協議会の意見を聴かなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、都区協議会に関し必要な事項は、政令で定める。

### ○地方自治法施行令

(都区協議会)

第二百十条の十六 都区協議会は、地方自治法第二百八十二条の二第二項の規定による意見を述べるほか、都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るために必要な協議を行う。

2 都区協議会は、委員十六人をもつて組織する。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 都知事

二 都知事が、その補助機関たる職員のうちから指名する者 七人

三 特別区の区長が特別区の区長の中から協議により指名する者 八人

4 特別区の区長である委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 都区協議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

6 会長は、都区協議会の事務を掌理し、都区協議会を代表する。

7 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

8 都区協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

9 都区協議会の経費は、都及び特別区が支弁する。

10 前各項に定めるもののほか、都区協議会に関し必要な事項は、都区協議会が定める。